静岡市

報道資料

（令和６年６月 26 日発表）

中部電力(株)株主総会における議案への対応

◆ 株主総会 開催日時	令和６年６月 26 日（水）　午前 10 時
◆ 株主総会 会場	名古屋市東区東桜二丁目６番 30 号　東桜会館
◆ 議決権行使書 提出日	令和６年６月 25 日（火）
◆ 内容	別紙資料をご覧ください。

別紙資料　有

【問合せ】　管財課　財産管理係（静岡庁舎本館１階）
担当　望月、髙橋
電話　０５４－２２１－１１８１

令和6年6月26日（水）開催の中部電力㈱株主総会における議案への対応

本市は、中部電力㈱の株式を4,544,174株（令和6年3月31日現在）保有しています。

令和6年6月26日（水）に開催される中部電力㈱の株主総会において、下記のとおり各議案への対応を行いましたので報告します。

1　株式取得の経緯

明治44年　静岡電灯㈱の電灯事業を買収し、市営電気事業を開始。
昭和17年　国の配電統制令により、市営電気事業は中部配電㈱（現、中部電力㈱）に統合され、その際に株式を取得。

2　今回の議案への対応について

第1号から第9号は会社提案、第10号から第16号は株主提案です。
なお、「提案内容」については、要約ですので、詳細は中部電力株式会社ホームページ等で確認をお願いします。
（中部電力㈱ホームページURL：　https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/ ）

区分	議案	提案内容	賛否	理由
会社提案	第1号	剰余金の配当の件	賛成	経営判断の裁量内と考えるため賛成する。
	第2号	定款一部変更の件 「監査等委員会設置会社」への移行に関する規定の変更		
	第3号	取締役（監査等委員である取締役を除く） 8名選任の件		
	第4号	監査等委員である取締役 5名選任の件		
	第5号	補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件		
	第6号	取締役（監査等委員である取締役を除く）の 報酬額設定の件		
	第7号	監査等委員である取締役の 報酬額設定の件		
	第8号	取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する 株式報酬制度の改定の件		
	第9号	監査等委員である取締役に対する 株式報酬制度導入の件		
株主提案	第10号	定款一部変更の件（1）（第1章に条を新設） 「取締役、監査役および社外役員の報酬等の個別開示」に関する規定の新設	反対	現在の役員報酬等は法令にもとづいて適法に開示されており、更なる開示については、経営判断の裁量内と考えられ、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第11号	定款一部変更の件（2）（章を新設） 「監査等委員会」に関する規定の新設	反対	現在の監査報告は法令に基づいて適正に作成されている。 また、監査等委員会設置会社に移行後も、社内業務に精通した常勤の監査等委員と社外の監査等委員が適宜連携し、監査の質の向上と実効性の確保が図られることから、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第12号	定款一部変更の件（3）（章を新設） 「令和6年能登半島地震被害救済」に関する規定の新設	反対	剰余金の扱いについては経営判断の裁量内と考えられ、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第13号	定款一部変更の件（4）（章を新設） 「原子力発電事業からの撤退」に関する規定の新設	反対	原子力発電については、国において議論されており、現時点で賛否を決めることができないと考えているため、本議案により、原子力発電事業からの撤退を決定する定款の一部変更については反対する。
	第14号	定款一部変更の件（5）（章を新設） 「浜岡原子力発電所の廃止」に関する規定の新設	反対	原子力発電については、国において議論されており、現時点で賛否を決めることができないと考えているため、本議案により、浜岡原子力発電所の廃止を決定する定款の一部変更については反対する。
	第15号	定款一部変更の件（6）（章を新設） 「プルトニウムの分離・抽出、使用及び他者への売却・譲渡」に関する規定の新設	反対	核燃料サイクルについては、国において議論されており、現時点で賛否を決めることができないと考えているため、本議案により、プルトニウムの分離・抽出、使用及び他者への売却・譲渡を行わない決定をする定款の一部変更については反対する。
	第16号	定款一部変更の件（章を新設） 「取締役の指名（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）」に関する規定の新設	反対	脱炭素化に向けた取り組みや情報開示は重要であると考えているが、気候変動関連の事業リスク及び事業機会の管理を目的として、取締役の指名及び取締役会の実効性評価に関する方針及び手続を策定し、開示することは、柔軟な経営を阻害する可能性があるため、あえて定款に定める必要性はなく、本提案については反対する。